



# 青森県報

第二千四十号

平成十四年六月二十八日(金曜日)

## 目次

### 規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則……………(監理課)…一

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(港湾空港課)…一

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…二

青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課)…二

訓令……………(人事課)…二

### 告示

鳥獣保護及狩猟二関スル法律による公聴会の開催……………(自然保護課)…三

右同……………(同)…三

右同……………(同)…三

右同……………(同)…四

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(整備課)…四

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経理課)…五

## 規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木村 守 男

青森県規則第五十五号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二二号を次のように改める。

二 不正又は不誠実な行為の有無

別表第二三号を削る。

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則別表第二の規定は、平成十四年七月一日以後に行う一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の資格の認定及び等級の決定について適用する。

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木村 守 男

青森県規則第五十六号

青森空港条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森空港条例の一部を改正する条例（平成十四年三月青森県条例第三十三号）の施行期日は、平成十四年七月一日とする。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十七号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第二項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第二項中「附則第二項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 条例附則第二項に規定する規則で定める期間は、平成十四年七月一日から平成十七年三月三十一日に空港に着陸した同項に規定する航空機が離陸するまでの間（同項に規定する航空機を運航する者が平成十四年七月一日における空港と東京国際空港との間の路線に係る一日当たりの運航回数を減ずる場合には、当該減ずる期間を除く。）とする。

3 条例附則第二項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定する着陸料の額から当該着陸料の額の十分の一に相当する額を控除して得た額及び同項に規定する停留料の額から当該停留料の額の十分の一に相当する額を控除して得た額の合計額とする。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十八号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表白銀台団地の項中「百八十七戸」を「百九十三戸」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第三十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表中

女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合に与えられる休暇

一日又は半日（非常勤職員にあつては、一日）

職員が親族の喪に服する場合  
に与えられる休暇

女子職員が生理日において勤  
務することが著しく困難であ  
る場合に与えられる休暇

小学校就学の始期に達するま  
での子（配偶者の子を含む。）  
を養育する職員が、その子の  
看護（負傷し、又は疾病にか  
かったその子の世話を行うこ  
とをいう。）のため勤務しな  
いことが相当であると認めら  
れる場合に与えられる休暇

職員が親族の喪に服する場合  
に与えられる休暇

五日に当該任用期  
間の月数を乗じ、  
十二で除して得た  
日数（一日未満の  
端数は、切り捨て  
る。）

職員が親族の喪に服する場合  
に与えられる休暇

職員が親族の喪に服する場合  
に与えられる休暇

一日又は半日（非  
常勤職員にあつて  
は、一日）

一日、半日又は一  
時間（非常勤職員  
にあつては、一日  
又は一時間）

職員が親族の喪に服する場合  
に与えられる休暇

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

**告 示**

青森県告示第三百二十二号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項におい  
て準用する同法第一条ノ五第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青

森県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）  
第五条第一項の規定により公示する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 日時及び場所

1 日時

平成十四年七月二十九日（月）午後一時三十分

2 場所

青森県庁舎北棟

二 公聴会において聴こうとする案件

今別八幡宮鳥獣保護区の設定について

青森県告示第三百二十三号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項におい  
て準用する同法第一条ノ五第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青  
森県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）  
第五条第一項の規定により公示する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 日時及び場所

1 日時

平成十四年七月三十日（火）午後一時三十分

2 場所

青森県弘前合同庁舎

二 公聴会において聴こうとする案件

岩木山鳥獣保護区の区域拡大について

青森県告示第三百二十四号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項におい

て準用する同法第一条ノ五六六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）第五条第一項の規定により公示する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 日時及び場所

1 日時

平成十四年七月三十一日（水）午後一時三十分

2 場所

青森県五所川原合同庁舎

二 公聴会において聴こうとする案件

権現崎鳥獣保護区特別保護地区の指定について

青森県告示第三百二十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ五六六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）第五条第一項の規定により公示する。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 日時及び場所

1 日時

平成十四年八月一日（木）午後一時三十分

2 場所

西地方農林水産事務所

二 公聴会において聴こうとする案件

平滝沼鳥獣保護区の設定について

青森県告示第三百二十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十年十月十三日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十四年六月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで風間浦村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

下北郡風間浦村大字易国間字大川目二八の五

風間浦村

2 代表者の住所及び氏名

下北郡風間浦村大字易国間字易国間四三

風間浦村長 小野慎一

二 埋立区域

1 位置

下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑一四番一、一六番四七、一六番四〇、一一番三、一六番三六、一六番三五及び一一番九地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日  
の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・六六八メートル）における公有水面と陸地  
との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡風間浦村大字易国間字新町地先に設置された易国間港東防波堤

灯台（北緯四一度二九分一三秒、東経一四一度〇〇分六秒）から一一

〇度四四分二、〇七七・三メートルの地点

の地点 の地点から三五五度四五分九〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から八五度四五分六四・二〇メートルの地点

の地点 の地点から一七五度四五分一五・三〇メートルの地点

の地点 地点から八五度四五分九〇・〇〇メートルの地点  
の地点 地点から三五五度四五分一五・三〇メートルの地点  
の地点 地点から八五度四五分四・二〇メートルの地点  
の地点 地点から一七五度四五分七〇・七九メートルの地点  
3 面積

一一、二五九・一八平方メートル

青森県告示第三百二十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成八年十月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年六月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び氏名

三戸郡名川町大字剣吉字堰合一三の三

板垣 蔚城

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭